



教職員業務の遂行に起因した**損害賠償請求**に！

2025年8月～2026年7月
加入のご案内

公益財団法人日本教育公務員弘済会 団体保険

教弘まなびや 〔教職員賠償責任保険〕



教職員個人が訴えられることも…

■授業中に生徒がケガ、
先生個人に損害賠償請求。

損害賠償金 お見舞金



■生徒を注意したら人格権の
侵害と訴訟を起こされる。

争訟費用 損害賠償金



■卒業アルバムの校正に誤り
があり、追加費用を負担した。

損失を補填する費用



- 1 教職員個人の**争訟費用**（弁護士費用等）
および**損害賠償金**を補償！
- 2 **初期対応費用**も補償！
（身体障害を被った被害者への見舞金等）
- 3 **遡及補償** 初年度加入日より前に行った行為
に起因する請求も補償！
- 4 **延長補償** 教職員でなくなった後になされた
請求についても**5年間**補償！
- 5 **NEW!** 卒業アルバムの校正ミスなどの教職員業務で
個人が負担せざるを得なかった費用
を補償！

自動更新 2025年8月1日始期 2025年8月1日午後4時～
2026年8月1日午後4時（1年間）

**中途加入の
補償期間** 毎月20日締切で、
締切日の翌月1日午前0時～2026年8月1日午後4時

募集期間 2025年6月1日（日）～2026年6月20日（土）

**WEB 加入手続きは
こちらから**

<https://www.nikkyoko.or.jp/index.html>



加入者（＝被保険者）資格について
（公益財団法人
日本教育公務員弘済会の会員で、以下に該当する方）

公立学校、国立学校および私立学校の教職員※
〔ご注意〕教育委員会・教育事務所の職員の方は、
被保険者になりません。

※「教職員」とは、学校教育法に規定する学校の校長
および教員ならびに部活動を指導する教育関係の
職員等

**教弘まなびや〔教職員賠償責任保険〕
保険金額（支払限度額）**

タイプ名	Mタイプ
賠償責任（教職員業務中） 他人の身体の障害、 他人の財物の損壊、 人格権侵害等に起因する 賠償責任、争訟費用	1請求・保険期間中 ／1億円
初期対応費用	1事故／100万円
訴訟対応費用	1請求／100万円
損失を補填する費用	1事故／10万円

年払保険料：6,240円

中途加入保険料はパンフレットで
ご確認ください。

※9月1日始期以降、中途加入される
場合は、保険始期日までに指定口座
への保険料の振込が必要です。

保険期間中に教職員でなくなった場合、
教職員賠償責任保険は不要となりますので
取扱代理店までお問い合わせください。



もっと詳しい内容を
知りたい方は、
こちらのパンフレットを
ご覧いただけます

この案内は、「教職員賠償責任保険」の概要について
説明したものです。保険の内容は、パンフレットをご覧ください。
詳細は団体が保有する保険約款によりますが、
ご不明な点がございましたら、代理店または引受保険会社
東京海上日動火災保険㈱におたずねください。ご加入に
際しては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

公益財団法人 日本教育公務員弘済会
<https://www.nikkyoko.or.jp/>

2025年2月作成 募集文書番号24T-002273